

Booky 図書券販売規約

(規約の適用)

第1条 UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「Booky 図書券販売規約」（以下「本規約」といいます。）により、TVF Japan 株式会社が管理運営する電子書籍販売サイト「Booky for WiMAX (<http://wimax.booky.jp/>)」（以下「対象サイト」といいます。）内で電子書籍を購入できる「Booky 図書券」（以下「本商品」といいます。）等を販売します。

(定義)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が定める「UQ 通信サービス契約約款」（以下「UQ 約款」といいます。）で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 購入契約	本規約に基づき毎月継続して当社から本商品を購入するための契約
2 契約者	当社と購入契約を締結している者
3 会員契約	UQ 約款に定める会員契約であって、購入契約の申込みの際現に当社とその申込みをした者との間に締結されているもの

(本商品の提供主体)

第3条 本商品は、TVF Japan 株式会社が発行し、当社が販売するものとします。

(契約の単位)

第4条 当社は、1の会員契約ごとに1の購入契約を締結します。

(申込者の条件)

第5条 購入契約の申込みをすることができる者は、現に料金契約を締結している UQ 契約者とします。

(申込みの方法)

第6条 購入契約の申込みは、当社所定の方法により行っていただきます。

2 前項の場合において、購入契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、当社が定める「エンタメマーケット規約」及び TVF Japan 株式会社が定める「Booky for WiMAX サービス利用規約」に同意のうえで申し込んでいただきます。

(申込みの承諾)

第7条 当社は、購入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。
- (2) 購入契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 購入契約の申込みをした者が、UQ 約款に定める利用停止の要件に該当し、UQ 通信サービスの利用を停止され、又はその料金契約若しくは会員契約を解除されたことがあるとき。

- (4) 購入契約の申込みをした者が本規約に違反したことがあるとき。
 - (5) 購入契約の申込みをした者が指定した会員契約に料金契約が属していないとき。
 - (6) TVF Japan 株式会社が入札契約の申込みをした者への本商品の提供を拒むとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 購入契約は、当社がウェブページにその申込みを受け付けた旨を表示した時点で成立するものとします。
- 5 前項の場合において、当社は、その翌日以降に順次、対象サイトの利用に必要な情報を、契約者がUQ通信サービスの契約者連絡先として登録しているメールアドレス宛てに通知するものとします。
- 6 サイト利用契約（対象サイトの利用に先立って、契約者とTVF Japan株式会社との間でBooky for WiMAX サービス利用規約に基づき締結する契約をいいます。以下同じとします。）は、購入契約と同時に成立するものとします。

（本商品の提供）

- 第8条 当社は、購入契約の成立後購入契約が終了するまでの間、契約者に対して100円分の本商品を毎月10点ずつ提供するものとし、対象サイト内でその権利が行使できる状態となった時点をもって本商品の引渡しが完了するものとします。
- 2 本商品の有効期限は、TVF Japan 株式会社が決めるものとし、対象サイト内に記載のとおりとします。
- 3 当社は、有効期限の経過により失効した本商品について、如何なる理由であっても再発行は行いません。この場合であっても、契約者は、第15条（月額料金の支払義務）に定める月額料金の支払いを免れません。

（その他の提供条件）

- 第9条 本商品の使用上の制限その他の提供条件については、TVF Japan 株式会社が入札契約、ウェブページ又はチラシ等で定めるところによります。

（購入契約に基づく権利の譲渡の禁止）

- 第10条 契約者が購入契約に基づいて本商品の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

（契約者が行う購入契約の解除）

- 第11条 契約者は、購入契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、購入契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

（当社が行う購入契約の解除）

- 第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その購入契約を解除できるものとします。
- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
 - (2) 契約者がサイト利用契約に違反したとTVF Japan 株式会社が決めたとき。
 - (3) サイト利用契約が終了したことを当社が認知したとき。
 - (4) その他購入契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

（購入契約の終了）

第 13 条 購入契約は、前 2 条によるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、その事象が発生した日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。

- (1) 会員契約が終了したとき。
 - (2) 会員契約に属する料金契約がなくなったとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(対象サイトの利用停止等)

第 14 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その契約者による対象サイトの利用又は新たな図書券番号の発行を直ちに停止できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
 - (2) 契約者がサイト利用契約に違反したと TVF Japan 株式会社が判断したとき。
 - (3) UQ 約款の定めによりその契約者の UQ 通信サービスの利用を停止したとき。
 - (4) その他当社又は TVF Japan 株式会社が何らかの緊急性を認めたとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(月額料金の支払義務)

第 15 条 契約者は、購入契約が成立した日を含む料金月（その会員契約の下で初めて成立した購入契約にあつては、その翌料金月とします。）から起算してその購入契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める月額料金を支払っていただきます。なお、月額料金の日割りは行いません。

区 分	料金額
月額料金	1 購入契約ごとに月額 762 円(税抜)

(書籍ダウンロード権の販売)

第 16 条 契約者は、購入契約の有効期間内に電子書籍をダウンロードする場合に限り、図書券の利用によるほか、TVF Japan 株式会社が定めるところによりその代金の一部又は全部を UQ 通信サービスに係る料金等に合算して支払うことができます。

- 2 前項の場合、当社は、そのダウンロードが可能となった時点において、当社から契約者へその必要代金と同額で書籍ダウンロード権(対象サイトにおいて電子書籍をダウンロードすることができる権利をいいます。以下同じとします。)を販売し、同時に契約者がその権利を行使したものとみなします。

(月額料金等の支払い)

第 17 条 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額料金及び書籍ダウンロード権の代金(以下「月額料金等」といいます。)の減額及び免除並びに受領済みの月額料金等の返金はありません。

- 2 契約者は、当社が定める「エンタメマーケット規約」の定めに従って月額料金等を支払っていただきます。

(免責)

第 18 条 当社は、本商品及び書籍ダウンロード権の購入に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

附 則（13-UQ-営推 018 号）
本規約は、平成 25 年 6 月 20 日から実施します。

附 則（14-UQ-営推 005 号）
本改正規定は、平成 26 年 2 月 20 日から実施します。

附 則（20-UQ-営企-009 号）
本改正規定は、令和 2 年 3 月 18 日から実施します。